

「介護支援専門員の死亡届等」について

1 制度の概要

介護保険法第 69 条の 5 の規定により、介護支援専門員が死亡した場合等には、その日（死亡の場合はその事実を知った日）から 30 日以内に、その旨を届け出る必要があります。

2 提出書類

死亡の場合①～④，死亡以外の場合①②⑤を提出してください。

⑥は，該当者のみ提出してください。

①「介護支援専門員死亡等届出書（別記様式第 8 号）」

②現在有する「介護支援専門員証」の原本

※紛失している場合は、別紙「紛失届」を提出してください。

※「介護支援専門員証」の交付を受けていない登録のみの方は、介護支援専門員登録通知書の原本を添付してください。

※平成 18 年 3 月 31 日までに登録を行った後、その後「介護支援専門員証」の交付を受けていない者は、旧介護支援専門員登録証明書（A 4 版，携帯用の両方）を提出してください。A 4 版，携帯用は、どちらか一方でも紛失している場合は、別紙「紛失届」を提出してください。

③死亡した介護支援専門員の除籍抄本または削除された住民票の原本（コピー不可）

④届出者が相続人であることを証明する書面

⑤届出事項に該当することを証明する書面

⑥紛失届〔該当者のみ提出〕

※②介護支援専門員証の原本等を紛失している場合は、提出してください。

3 申請方法

窓口が混み合う場合がありますので、できるだけ**郵送**で提出をお願いします。手続きで不明な点がある場合は、広島県介護支援専門員協会へ問い合わせください。

申請区分	申請方法
(1) 郵送申請 *FAX 不可	申請書及び添付書類一式を広島県介護支援専門員協会に送付する。 【郵送先】 〒734-0007 広島市南区皆実町 1 丁目 6-29 広島県介護支援専門員協会 登録業務グループ
(2) 窓口申請 ※なるべく、事前に電話予約をしてから来所ください。	広島県介護支援専門員協会（広島県健康福祉センター 7 階）へ申請書及び添付書類一式を提出する。 窓口受付時間 8 時 45 分～12 時，13 時～17 時 15 分（土日祝除く） 年末年始休業 12/29～1/3

4 注意事項

- ・申請書の記入漏れや添付書類に不備がある場合は、申請書及び添付書類の全てを返戻しますので、申請書の提出の際には、申請書類の確認をお願いします。
- ・申請書は、記入例を参照してください。特に、住所のフリガナ、登録番号、申請者名の記入漏れが多いので注意してください。

提出先・問合せ先 一般社団法人広島県介護支援専門員協会 登録業務グループ

住 所 〒734-0007 広島県広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター 7F
電 話 082-258-5569 問合せ及び窓口の時間は、8時45分～12時、13時～17時15分です。（土日祝・年末年始を除く。）申請書及び納付書送付依頼書の様式は、ホームページに掲載しています。
U R L <https://www.hcma.or.jp> 「介護支援専門員の登録・更新等」をクリック。



記入例（申請書は裏面にあります。）

様式第8号（第8条関係）

介護支援専門員死亡等届出書

届出事項	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 介護保険法第69条の2第1項第1号の規定に該当 <input type="checkbox"/> 介護保険法第69条の2第1項第2号の規定に該当 <input type="checkbox"/> 介護保険法第69条の2第1項第3号の規定に該当						
届出事項の事実が発生した日	令和 ○○年 ○○月 ○○日						
フリガナ	ヒロシマ			ハナコ			
介護支援専門員氏名	(氏) 広島			(名) 花子			
介護支援専門員生年月日	令和 ○○年 ○○月 ○○日生						
登録番号	3	4	0	0	0	0	0
添付書類	1 介護支援専門員証（旧介護支援専門員登録証明書，携帯用登録証明書） 2 死亡の場合 (1)死亡した介護支援専門員の除籍簿の写しを提出する場合は、死亡した介護支援専門員の除籍簿の写しを提出してください。 (2)届出者が相続人で死亡した介護支援専門員の除籍簿の写しを提出する場合は、死亡した介護支援専門員の除籍簿の写しを提出してください。 3 死亡以外の事項の場合						

8桁の介護支援専門員登録番号を記入する。

※有効期間が経過している者は、「介護支援専門員証」を返納しているため、次の書類を提出してください。
 「介護支援専門員証」の原本が手元にある場合には申請書と併せて返納してください。
 ①平成18年3月31日以前に登録を受けた者は、旧登録証明書は、A4サイズ、携帯用（名刺サイズ）の両方が必要です。
 ②平成18年4月1日以降の者は、登録通知書の原本を添付してください。
 ※手元がない場合は紛失届を提出。

上記のとおり、
 死亡
 介護保険法第69条の2第1項第1号の規定に該当
 介護保険法第69条の2第1項第2号の規定に該当
 介護保険法第69条の2第1項第3号の規定に該当

令和 ○○年 ○○月 ○○日

広島県知事 様

(届出者)

住 所 〒734-0007

携帯電話の番号を記入してください。 広島県広島市南区皆実町1丁目6-29

電話番号 090-0000-△△△△

氏 名 広島 一郎

介護支援専門員との続柄 夫

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

介護支援専門員死亡等届出書

届出事項	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 介護保険法第69条の2第1項第1号の規定に該当 <input type="checkbox"/> 介護保険法第69条の2第1項第2号の規定に該当 <input type="checkbox"/> 介護保険法第69条の2第1項第3号の規定に該当		
届出事項の事実が発生した日	年 月 日		
フリガナ			
介護支援専門員氏名	(氏)	(名)	
介護支援専門員生年月日	年 月 日生		
登録番号			
添付書類	1 介護支援専門員証（旧介護支援専門員登録証明書，携帯用登録証明書） 2 死亡の場合 (1)死亡した介護支援専門員の除籍抄本または消除された住民票の写し (2)届出者が相続人であることを証明する書面 3 死亡以外の事項の場合 届出事項に該当することを証明する書面		

上記のとおり、
 死亡
 介護保険法第69条の2第1項第1号の規定に該当すること
 介護保険法第69条の2第1項第2号の規定に該当すること
 介護保険法第69条の2第1項第3号の規定に該当すること
 を届け出ます。

令和 年 月 日

広島県知事 様

(届出者)

住 所 〒 _____

電話番号 _____

氏 名 _____

介護支援専門員との続柄 _____

注 用紙の大きさは，日本産業規格A列4とする。

紛失届

私は、 _____ 都道府県 知事が発行した次の証明書を紛失したことを届け出ます。

紛失した証明書	証明書に記載の登録番号
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録証明書 <input type="checkbox"/> A4版 <input type="checkbox"/> 携帯用	(7桁の数字)
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 (令和18年4月以降に発行したもの)	(8桁の数字)
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録通知書	(8桁の数字)

令和 年 月 日

届出者（介護支援専門員との続柄： ）

住所

氏名 _____